

役員退職手当規程

公益財団法人 日本サイクリング協会

役員退職手当規程

(公財)日本サイクリング協会

(目的)

第1条 公益財団法人日本サイクリング協会（以下「本会」という。）の業務執務のため常時勤務する役員が、次の各号の一に該当するときは、この規程により本人またはその遺族に対し、在職期間1月につき、その者の退職の日における報酬月額に、100分の8の割合を乗じて得た金額を退職手当として支給する。

- (1) 任期満了したとき
- (2) 本会の都合により退職したとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 負傷または疾病により退職したとき
- (5) 自己の都合により退職したとき

(支給順位)

第2条 本人が死亡したときの退職手当の支給者は、次の順位により支給する。

- (1) 本人の遺言、またはあらかじめ書面をもって本会に対する退職手当を受け取る者を指定したときは、その指定された者。
- (2) 前号以外の場合は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定に準じて支給する。

(勤続期間の計算)

第3条 勤続期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1カ月に満たない端数を生じたときは1カ月とする。

(支払期日)

第4条 退職手当は、原則として退職した日から7日以内にその算出基礎を明示して支払う。

附 則

この規程は、平成2年10月1日から施行する。

ただし、第1条の規定にかかわらず、施行日以降において現に在職する役員が退職した場合における退職手当の支給額は、当該退職の日における報酬月額に任命の日から施行日の前日までの在職期間1月につき100分の20の割合を乗じて得た額と当該退職の日における報酬月額に、施行日から退職の日までの在職期間1月につき100分の26の割合を乗じて得た額との合計額とする。

改正後のこの規程は、平成22年6月22日から施行する。